

「産学融合拠点創出事業（産学融合先導モデル拠点創出プログラム）」の公募に関するQ&A

1.公募・採択に関するQ&A

NO.	項目	質問	回答
1-1	採択件数	創出エリア支援型について1回の公募で何エリア程度を採択する予定か。	採択エリア数は今回1エリア程度です。
1-2	応募要件	過去の公募で採択されなかった場合、今回の公募にて再度申請することは可能か。	可能です。
1-3	応募要件	広域連携の規模について、どの程度のものを想定しているか。	広域連携については、単に複数自治体が連携しているだけでなく、そのスケールメントを活かしつつ、実質的な連携体制となっていることが、審査における採点の観点の1つとなっております。
1-4	応募要件	同じ大学・国研等や企業が、複数のエリアの参画機関になることは可能か。	可能です。ただし、各エリアがそれぞれ様式の同意書を記入し、提出する必要があります。
1-5	応募要件	創出エリア支援機関にご参画いただく予定で申請締め切りまでに同意書が間に合わない場合はどうすればよいか。	創出エリア支援機関にご参画いただく予定で申請締め切りまでに同意書が間に合わない場合、申請時の計画等には調整中とご記載いただき、同意書が整備され次第お送りください。なお、この場合申請時に確定でないため、要件を満たすための機関として数えることができませんことご留意をお願いいたします。
1-6	応募要件	マテリアリティ（重要課題）を設定するにあたって、どういったレベル感や切り口で重要課題を定めるかについて悩んでいる。マテリアリティを設定する際のイメージなど、参考となる考え方をご教示いただきたい。	いくつかの企業がマテリアリティ・レポートを発表していますので、それらを参考にされて、粒度をつかんでいただければと思います。また、当省の「SDGs経営ガイド」や、経団連・東大・GPIFによる共同研究報告書などが参考にならうかと思えます。産学融合の推進にあたっては、大学も企業との共通言語で産学連携を再構築していただくことが狙いの1つです。
1-7	応募要件	KPIは、参画予定の大学・国研等の計画に沿うものでよいか。もしくは、本プログラムのために独自に設定すべきか。	参画予定の大学・国研等の計画をそのまま引用する必要はなく、このプログラムのなかでどれだけのプロジェクト創出、資金調達等ができるか（本プログラムがどの程度関与できるのか）を累計値でご記載ください。
1-8	応募要件	人件費について、補助対象経費の内、割合の上限はあるか。	一律的な上限は設けておりません。一方で、この点については、コストパフォーマンスの観点や補助事業終了後の継続性にも関わることかと思いますので、審査項目において判断をされることとなります。
1-9	応募要件	総括エリアコーディネーターと上級エリアコーディネーターとして想定している人材のスペックはどのようなものでしょうか。これらの人材は両方とも産振財団所属の人材をあててもよいでしょうか。	総括エリアコーディネーターは、研究開発、事業経営の双方に精通した方を想定しております。上級エリアコーディネーターは、分野は問いませんが、プロジェクト創出に長けた人材を想定しております。（特定の研究開発分野への造詣が深い者のみならず、知財戦略に詳しい者、起業支援を専門とする者など、機能別に配置することも可能です。） 創出エリア支援機関に所属する者を総括エリアコーディネーター、上級エリアコーディネーターとすることは可能です。一方で、上級エリアコーディネーターは原則、各参画機関に所属する者を想定しており、各参画機関において2名程度以内と考えています。
1-10	応募要件	上級エリアコーディネーターは、大学の産連本部やシーズを有する研究者に対して支援するものと考えていますが、本プログラムの趣旨に合致しているでしょうか。	上級エリアコーディネーターが所属する参画機関において、シーズを有する研究者に対して支援をし、プロジェクト創出を推進する者を想定しております。
1-11	応募要件	補助員人件費について、上級エリアコーディネータにそれぞれ補助員を一人配置することは認められるか。	特段制限は設けておりませんが、この点については、コストパフォーマンスの観点もありますので、その必要性を含め審査項目において判断をされることとなります。 なお、上級エリアコーディネーターの多くは各参画機関で雇用されることを想定しております一方で、創出エリア支援機関の補助員は、文字通り創出エリア支援機関に所属することにならうかと思えます。このため、業務を集約するなどして、一人の補助員が複数の上級エリアコーディネーターの補助業務をするなどが自然かとは思いますが。
1-12	応募要件	総括コーディネーターではない必要な人員（アルバイトではなく、業務推進員）を複数対象とすることは可能か。	創出エリア支援機関を運営するために必要な人員としては可能です。
1-13	応募要件	（様式1-2）p7-8（3）実施方法 ○推進計画一覧の※印 実施責任者欄には、参画機関に所属する者と上級エリアCD...と記載されているが、推進計画は、参画機関だけから策定することを想定しているのか	推進計画は、創出エリア支援機関がとりまとめをするプロジェクトであれば、創出エリア支援機関の所属者が実施責任者となることも可能です。
1-14	応募要件	ある上級エリアコーディネーターが複数の推進計画(プロジェクト)の上級エリアコーディネーターを兼務することは可能でしょうか？	特段制限等はございません。
1-15	応募要件	大型研究施設は自前で保有予定だが、本事業推進のために必要な「データ分析」や「事業化のための企業側の設備」は補助対象となるか。 （※外注費や委託費に研究開発要素を入れ込めるか、との趣旨）	本事業（創出エリア支援型）は産学融合拠点創出に向けた体制構築・強化の支援事業ですので、本事業で個社支援をすることは想定しておらず、個別の研究開発や事業化は、他の支援事業と接続して支援を受けていただくことを想定しております。一方で、F/S調査支援型では、研究開発目的というわけではなく、共同研究等の実施検討に際して必要となる大学発の技術の性能評価等に関するデータ取得等は可能です。
1-16	応募要件	他省庁の事業による補助を既に受けているが、応募は可能か。	可能です。他方、事業内容の重複申請は不可です。
1-17	申請	補助金システムjGrantsを利用したことがない。申請書類は電子メールで送付することで審査に支障はないか。	jGrantsの利用の有無は、採択審査には影響しません。やむを得ない事情等によりjGrantsの使用が難しい場合はメール申請を受け付けますが、その場合、「使用が難しい理由」をメールに記載してください。ただし採択後、補助金に関する手続き等はすべてjGrantsにて行いますので、この機会にご利用のご準備をされることをお勧めします。詳細は、jGrantsのホームページをご参照ください。（ https://jgrants.go.jp/ ）
1-18	申請	今回初めて、補助金システムjGrantsを利用しての申請を予定している。どのような手続きが必要か。	jGrantsの利用にあたっては、GBizIDのgBizIDプライムの取得が必要です。gBizIDの申請受付状況によっては、ID取得までに期間を要する場合がありますので、余裕を持って準備してください。詳細は、jGrantsのホームページをご参照ください。（ https://jgrants.go.jp/ ）
1-19	申請	ヒアリング審査の日時が指定されているが、総括エリアコーディネーターの都合がつかない。日時を変更してもらうことは可能か。	審査委員会の日時を変更することはできません。所定の日時に募集要項に記載のある審査委員会日時にご参加できるようご予定の調整をお願いいたします。
1-20	その他	本事業に採択された場合、他の補助金事業等におけるインセンティブは付与されるか。	募集要領に記載の通り、地域オープンイノベーション選抜拠点制度（J-Innovation HUB）の審査において一定の加点がなされます。それ以外については現時点では、インセンティブの付与は予定していません。
1-21	その他	意向登録を失念し、あるいは十分な準備ができずに登録期限を過ぎてしまった場合、申請は認められなくない。	原則として申請は認めておりません。期限までに意向登録をお済ませください。

「産学融合拠点創出事業（産学融合先導モデル拠点創出プログラム）」の公募に関するQ&A

2. 審査全般に関するQ&A

NO.	項目	質問	回答
2-1	審査基準・方法	審査基準・方法、審査プロセスはどのようなものか。	審査については、募集要領P.15～をご参照下さい。 外部有識者により構成される審査委員会において、原則として申請書類に基づいて書面審査及びオンラインツールを使用したヒアリング審査を行います。目的との整合性や計画、実施体制やコストパフォーマンスの観点等から採点します。
2-2	審査基準・方法	審査委員を務める外部有識者とはどのような人か。審査委員は公表されるか。	審査委員は、非公表とさせていただきます。なお、申請者と利害関係を有さない者であることを前提に選定しております。
2-3	審査基準・方法	審査のスケジュールについて知りたい。	審査実施後、2～3週間程度で採択・不採択通知を個別にお送りする予定です。
2-4	審査基準・方法	提出後に、申請書類の一部を差し替えることは可能か。	申請書類の差し替えは受け付けておりません。 ヒアリング審査も原則は提案書補足資料をもとに説明を行っていただきますが、申請書類を抜粋・組換え等を行ったプレゼン用資料を使用することは可能です。その際誤字などの軽微な修正に限り認めることがありますが、申請書類自体の差し替えはいたしません。
2-5	審査基準・方法	参画機関数は多い方が望ましいのか。	プログラムを運営するうえで最適な数にてご応募ください。参画機関数自体が審査結果に影響を与えることはございません。ただし、申請資格の要件は満たすようご注意ください。
2-6	審査基準・方法	ヒアリング審査には、誰が出席すればよいか。	総括エリアコーディネーター及び代表幹事機関実施責任者（出席必須）は必ずご出席ください。その他、必要とされる方5名程度までご参加いただけます。
2-7	審査基準・方法	ヒアリング審査の際、プレゼン用資料を別途用意すべきか。	原則として提案書補足資料を使用いただきます。申請書類を抜粋・組換え等を行ったプレゼン用資料を使用することは可能ですが、必須ではありません。 プレゼン用資料は、新たな提案が含まれていないか等の確認のために事前に提出していただきますが、申請書類としては受領いたしません。
2-8	審査基準・方法	ヒアリング審査をオンラインで行うとのことだが、事前の接続テストは実施してもらえるか。	ヒアリング対象エリアに対して、事前に簡単な接続テストを行うことを予定しています。接続テストの実施日時は、こちらから指定させていただく場合がございます。
2-9	審査結果の公表	審査結果は公表されるか。	採択された創出エリアは経済産業省ホームページ上で公表します。不採択エリアについては公表はいたしません。

「産学融合拠点創出事業（産学融合先導モデル拠点創出プログラム）」の公募に関するQ&A

3.申請用紙の各項目に関するQ&A

NO.	項目	質問	回答
3-1	全般	申請書の郵送は必要か。	意向登録及び提案申請における提出はメールにて電子提出、採択後の交付申請は、J-Grants（ https://www.jgrants-portal.go.jp/ ）経由で提出となります。 ※上記システム利用にはgBizID（ https://gbiz-
3-2	様式1-1	申請書への押印は必要か。	公募ページ様式 1 - 1 （ https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2021/downloadfiles/k210112003_02.pdf ）のとおりの押印は不要です。
3-3	（3）実施方法	実施方法については、どの程度での粒度での記載が必要となるか。	概ね8～12頁に収まる範囲で、可能な限り具体的に記載ください。現時点での見込みで構いませんので、各機関の連携やそれにより生み出される効果、事業化を見据えた道筋について図表を交えつつ数字的根拠も含めて記載ください。
3-4	（3）実施方法	秘密保持契約により記載可能な事柄が制限されている場合は、どうすればよいか。	企業等との秘密保持契約に反しない範囲でご回答下さい。なお、申請用紙にご回答頂いた内容は、審査委員及び経済産業省担当事務局のみで共有され、外部に公開されることはありません。
3-5	事業経費	事業経費について、現段階では流動的な事項が多い。どのように記載すればよいか。	現段階での見通しで結構ですので、可能な範囲で記載してください。ただし、採択後、交付決定までの経済産業省と事業執行団体との調整にて、根拠のある詳細積算を記載いただくことになります。調整内容次第では、交付決定できなくなる場合がございますのでご注意ください。
3-6	事業経費	現状での見通しに対して、実施時に乖離が生じる恐れがある。採択後に事業経費等の変更は認められるか。	当該事業や計画等の目的に影響がない範囲であれば、変更可能な場合があります。ただし交付要綱に記載があるような、事業計画及び経費区分に大幅な変更が生じる場合には、所定の手続きに従って計画変更をしていただく必要がございます。変更が生じると判明した段階で、まずは本事業事務局にご相談ください。